

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和5年度 新座市)

物質区分 1:第1種指定化学物質 2:第2種指定化学物質 3:県規則で定める物質

単位:kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	6	3	143,000	7	0	0	143,000
1	80	キシレン	7	1	651,000	2	0	0	651,000
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	2	9	15,500	10	15,500	0	0
1	262	テトラクロロエチレン	2	9	2,320	14	2,320	0	0
1	281	トリクロロエチレン	1	12	1,500	15	1,500	0	0
1	300	トルエン	6	3	1,340,000	1	0	0	1,340,000
1	308	ニッケル	1	12	15,000	11	15,000	0	0
1	392	ヘキサン	6	3	457,000	4	0	0	457,000
1	400	ベンゼン	6	3	82,100	8	0	0	82,100
1	412	マンガン及びその化合物	2	9	13,600	12	13,600	0	0
1	677	テトラメチルアンモニウム＝ヒドロキシド	1	12	1,200	16	1,200	0	0
1	691	トリメチルベンゼン	7	1	635,000	3	0	0	635,000
1	697	鉛及びその化合物	1	12	230,000	5	230,000	0	0
1	720	2-ターシャリーブトキシエタノール	1	12	1,100	17	1,100	0	0
1	731	ヘプタン	6	3	170,000	6	0	0	170,000
3	1	アンモニア(アンモニア水を含む)	1	12	600	18	600	0	0
3	2	塩素	1	12	10,000	13	10,000	0	0
3	13	硫酸(三酸化硫黄を含む)	3	8	44,100	9	44,100	0	0
		合計	—	—	3,813,020	—	334,920	0	3,478,100

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。